

◎消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保
のための消費税の転嫁を阻害する行
為の是正等に関する特別措置法

(平成二五年六月一二日法律第四一号)

一、提案理由(平成二五年四月一九日・衆議院経済産業委員会)

○稻田国務大臣　ただいま議題となりました消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

　昨年八月に成立した社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律などによる今回の消費税率の引き上げは、二段階にわたるものであることもあり、中小零細事業者を中心に、消費税の価格への転嫁について懸念が示されています。

　このため、今回の消費税率の引き上げに際しては、これらの

中小零細事業者等が消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備していくことが極めて重要な課題となっております。そこで、消費税率の引き上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に示並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別の措置を講ずるため、ここにこの法律案を提出いたしました。

　次に、この法律案について、その主な内容を御説明申し上げます。

　第一に、今次の消費税率の引き上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、特定の事業者による消費税の転嫁の拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正するための制度を創設することとしております。

　第二に、消費税の転嫁を阻害する表示を迅速かつ効果的に是正するための制度を創設することとしております。

　第三に、事業者が、今次の消費税率の引き上げに際し必要があるときは、一定の誤認防止措置を講じているときに限り、消費税法の総額表示義務を解除することとしております。

　第四に、事業者または事業者団体が、公正取引委員会に届け出をして行う、一定の要件を満たす消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為について、私的独占の禁止及び公正取

引の確保に関する法律の適用を除外することとしております。

このほか、関係法律について必要な規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律案は、平成二十九年三月三十一日限り、その効力を失うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

二、衆議院経済産業委員長報告(平成二五年五月一七日)

○富田茂之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申しあげます。

本法律案は、平成二十六年四月一日及び平成二十七年十月一日における消費税率の引き上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するための措置を講じようとするものであり、その主要な内容は、特定の事業者による消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正するための制度を創設すること、消費税の転嫁を阻害する表示を是正するための制度を創設すこと、

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に
関する特別措置法

ること、

一定の条件のもとで、消費税法の総額表示義務を解除することと、

一定の要件を満たす消費税の転嫁及び表示の方針の決定に係る共同行為について、独占禁止法の適用を除外することなどであります。

本案は、去る四月十二日本会議において趣旨の説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、四月十九日に稻田国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入りました。四月二十四日及び二十六日には参考人から意見を聴取し、昨日五月十六日には、内閣委員会、財務金融委員会及び消費者問題に関する特別委員会との連合審査会を行い、さらに、本日、安倍内閣総理大臣に対する質疑を行うなど、慎重に審査を重ね、質疑を終局いたしました。

質疑終局後、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三会派共同提案により、事業者が禁止されることとなる消費税の転嫁を阻害する表示について、消費税との関連を明示しているものに限られること等その範囲の明確化を図ることとする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、討論、採決を行った結果、修正案及び修正部分を除

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に

一四八

く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二五年五月一七日)

○近藤(洋)委員 ただいま議題となりました消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案に対する修正案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

本修正案は、委員会における質疑等を踏まえ、平成二十六年四月一日以後における自己の供給する商品または役務の取引について事業者が禁止されることとなる表示に関し、これらの表示のうち、取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部または一部を対価の額から減ずる旨の表示にあつては、消費税との関連を明示しているものに限られること等その範囲の明確化を図るものでございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二五年五月一七日)

政府は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保し、立場の弱い事業者が不利益を被ることのないよう、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 消費税増税分を適正に価格に転嫁できる環境を整えるため、関係事業者への定期的な大規模調査を行うとともに、立場の弱い事業者等のための相談窓口を全国に整備すること等により、転嫁の実態を正確に把握し、違反行為に対しては迅速かつ効果的に取り締まること。

二 転嫁状況の検査等消費税の転嫁対策を実効あるものにするために体制の一層の強化を図る必要があることから、公正取引委員会及び中小企業庁においても、高度な専門知識を有する者の登用を積極的に進めることとし、質量とともに充実した体制を長期にわたって確保するため所要の定員増を図るとともに、関係省庁間の緊密な連携体制を確立すること。

三 本法第八条の表示の規制については、公正かつ自由な競争、事業者の創意の發揮等の事業活動を阻害することなく、かつ本条の一義的趣旨が消費者に消費税が転嫁されていないような誤認を生じさせることの防止であることに鑑み、「消費税」や「増税」等の表現が用いられるなど消費税率引上げとの関連が客観的に明らかであり、かつ当該表示が消費者の負担がない又は軽減されていると一般消費者に誤認される恐

れがあると認められるものに限り禁止することとし、関係者に無用な混乱を招くことのないよう、具体的かつ分かりやすいガイドラインを可及的速やかに策定・公表すること。

四 消費税の価格転嫁を円滑かつ適正に実施するとともに事業者の事務負担を軽減するため、価格表示方法の在り方については、外税方式の採用も含め様々な意見があることを踏まえ、事業者の取組実態及び消費者の利便を総合的に勘案しつつ、引き続き、その在り方を検討すること。

五 事業者が消費税を価格に適正に転嫁すべきという、本法の趣旨及び内容を事業者に周知徹底するとともに、消費者に対しても社会保障の安定財源の確保という今次の消費税率引上げの趣旨、転嫁を通じて消費者に負担を求めるという消費税の性格及び価格表示の特例の内容等について、国が丁寧な広報活動を行い、国民の認識と理解を深めるよう努めること。

六 消費税増税による影響が広く我が国経済に及ぶ懸念があることに鑑み、税率引上げ前後の経済状況を注視しつつ、消費の落込み等に起因する中小事業者の経営悪化に対しては、必要かつ十分な経営支援を講じるとともに、景気への影響を極力緩和する観点から、最も影響が懸念される住宅の取得等について、平成二十五年度税制改正で講じた住宅ローン減税等の実施と併せ適切な給付措置を早急に講じるほか、低所得者

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為のは是正等に
関する特別措置法

に配慮する観点から、消費税率八パーセントへの引上げ時ににおける簡素な給付措置の導入を早急に具体化すること。

三、参議院経済産業委員長報告（平成二五年六月五日）

○増子輝彦君　ただいま議題となりました法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成二十六年四月一日及び平成二十七年十月一日における消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、特定の事業者による消費税の転嫁の拒否等の行為及び事業者による消費税の転嫁を阻害する表示を迅速かつ効果的に是正するための制度の創設、価格の表示に関する総額表示義務の特例の創設並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、消費税の転嫁を阻害する表示に關し、消費税との関連を明示しているものに限られること等、その範囲の明確化を図ることを内容とする修正が行われております。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取し、財政金融委員会及び消費者問題に関する特別委員会との連合審査会を

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に
関する特別措置法

一五〇

行つたほか、内閣総理大臣の出席を求め、質疑を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、社会保障と税の一體改革の意義と本法律案の必要性及び目的、転嫁拒否等の行為の是正を確実に実施するための体制整備、消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する表示の範囲、消費税率引上げの判断時期及び判断基準等であります。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、みんなの党を代表して松田委員より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しても附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二五年六月四日)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 消費税の転嫁対策の実効性を確保するため、転嫁状況の検査等体制の一層の強化を図る観点から、公正取引委員会及び中小企業庁において、高度な専門知識を有する者の登用を積極的に進めるとともに、関係省庁間の緊密な連携体制を確立

すること。

二 本法第八条の表示の規制については、「消費税」や「増税」等の表現が用いられるなど消費税率引上げとの関連が客観的に明らかであり、かつ当該表示が消費者の負担がない又は軽減されていると一般消費者に誤認される恐れがあると認められるものに限り禁止することとし、具体的かつ分かりやすいガイドラインを可及的速やかに策定・公表すること。ただし、ガイドラインはあくまで関係者に無用な混乱を生じさせないために策定するものであることから、中小事業者が消費税を価格に転嫁しやすい環境を整え、適正な転嫁対策を促すという本来の趣旨を損なわないよう十分留意すること。

三 価格表示方法の在り方については、総額表示義務の特例として外税表示が時限的に認められることを踏まえ、消費者が表示された価格を誤認することがないよう価格表示に関する分かりやすいガイドラインを策定すること。また、本法がその効力を失った後の価格表示について、事業者及び消費者にとって利便性の高い方式を採用するよう、その在り方を検討すること。

四 本法の趣旨が、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保を図り、もつて広く国民経済の健全な発展に寄与するものであることを踏まえ、社会保障の安定財源の確保と財政健全化の同

時達成を目指すものという今次の消費税率引上げの趣旨、転嫁を通じて消費者に負担を求めるという消費税の性格及び価格表示の特例の内容等について、国民に対し、国が丁寧な広報活動を行い、国民の認識と理解を深めるよう努めること。

右決議する。

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為的是正等に
関する特別措置法